

一般社団法人 日本炎症性腸疾患学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本炎症性腸疾患学会と称し、英文では **Japanese Society for Inflammatory Bowel Disease** と表記し、略称を **JSIBD** という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、潰瘍性大腸炎及びクローン病などの炎症性腸疾患における研究、教育及び診療の向上を図るとともに、国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会及び研究会等の開催
- (2) ニュースレター、機関誌及び学術図書等の発行
- (3) 国内外の関連学術団体との連絡及び協力
- (4) 炎症性腸疾患専門医の育成
- (5) 炎症性腸疾患に関わる医療従事者に対する教育活動
- (6) 国民に対する炎症性腸疾患に関する情報の提供及び啓発
- (7) 炎症性腸疾患の研究者に対する研究助成
- (8) 炎症性腸疾患に関する多施設共同研究の支援
- (9) 炎症性腸疾患に関する臨床研究の受託事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した医師及び研究者
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した上記以外の医療従事者ならびにそれに準じる者
- (3) 名誉会員 当法人の理事長、理事、監事を務めた者又は当法人に尽力した者で、理事会において別に定める定年に達した者
- (4) 功労会員 当法人に対し特に功労のあった代議員で、理事会において別に定める定年に達した者
- (5) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを賛助するために入会した企業又は団体
- (6) 特別顧問 長きに渡り炎症性腸疾患領域に貢献した者で、理事会で推薦された者

(入会)

第6条 当法人の会員になることを希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員、功勞会員及び特別顧問は、会費を納めることを要しない。

2 既納の会費はいかなる事由があっても、これを返還しない。

(休会)

第8条 会員は、別の定めに従い、原則として5年間を限度として休会することができる。

2 休会中の会員は、会費を納めることを要しない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未納の会費がある場合は退会年度分までの会費を完納するものとする。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議により会員を除名することができる。

(1) 当法人の会員としての義務に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為のあったとき

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき

(2) 3年以上会費を滞納したとき

(3) 5年以上続けて休会し、かつ理由を明記した休会延長の申請がなかったときもしくは認められなかったとき

(4) 総代議員の同意があったとき

2 代議員が会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。

第4章 社員

(代議員)

第12条 当法人は代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 前項の代議員は、おおむね総一般会員数の10%の割合に相当する員数を選出する（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3 代議員は、一般会員による代議員選挙により選出し、理事又は理事会が代議員を

選任することはできない。代議員を選出するために必要な細則は、理事会において定める。

- 4 代議員は、一般会員の中から選出される。一般会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、一般会員は他の一般会員と等しく代議員を選出する権利を有する。
- 6 代議員の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。なお、補欠又は増員によって選任された代議員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 一般会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第5章 社員総会

（構成）

第13条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

- 2 特別顧問は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、議決には参加することはできない。

それ以外の者は、理事長が決議に必要と認めたときは社員総会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。ただし、議決には参加することはできない。

（権限）

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会費の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 特殊な事情で、理事、監事または理事長の任期を延長せざるを得ない場合は、速やかに理事会の決議を経て、社員総会を招集する。
- 4 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日の2週間前までに、代議員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たり、理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

（議決権）

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（決議）

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併又は事業の全部の譲渡
 - (6) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法をもって決議し、または他の代議員もしくは理事長を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印する。

(会員への報告)

- 第21条 社員総会の議事の要領及び決議事項は、全会員に報告する。

第6章 役員

(役員)

- 第22条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、一般法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事長以外の理事から、必要に応じて業務執行理事を置くことができる。
 - 4 業務執行理事の中から、副理事長を1名置くことができる。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、当法人の代議員の中から社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は理事を兼ねることはできない。また、監事に当法人の使用人が含まれてはならない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計総数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理する。理事長に事故があるときは、理事会の決議により副理事長が、その職務を代行する。
 - 4 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、事故の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任後でも、後任者が就任するまでは、権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 特別顧問は、理事会に出席し議長の了解を得て意見を述べることができる。

ただし、議決には参加することはできない。

それ以外の者は、理事長が決議に必要と認めたときは、理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。ただし、議決には参加することはできない。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 臨時理事会は、次に掲げるときに開催する。

- (1) 理事長が必要と決めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 特殊な事情で、理事、監事または理事長の任期を延長せざるを得ない場合は、速やかに理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91

条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免し、有給とする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	安藤 朗
設立時理事	池内浩基
設立時理事	金井隆典
設立時理事	仲瀬裕志
設立時理事	中村志郎
設立時理事	久松理一
設立時理事	平井郁仁
設立時理事	穂苅量太
住所省略	
設立時代表理事(理事長)	安藤 朗
設立時監事	松本主之

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

住所省略

設立時社員 安藤 朗
住所省略
設立時社員 仲瀬裕志

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

令和4年2月15日 作成
令和4年4月 1日 設立